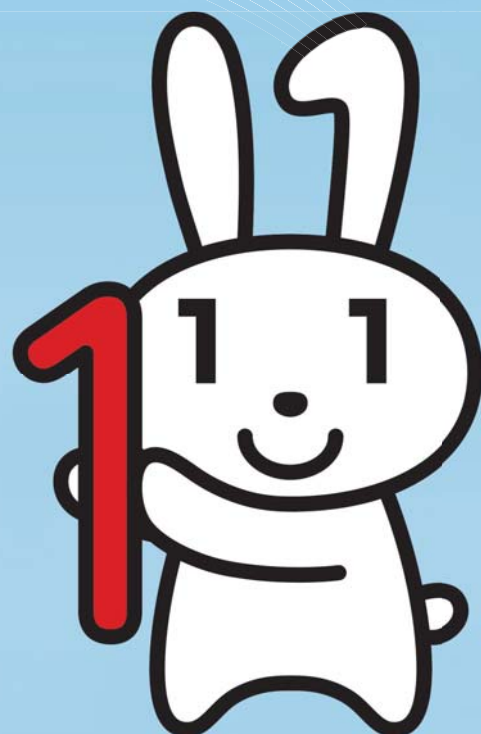




府中市マスコットキャラクター
ふちゅこま

平成27年
10月から
マイナンバーを
1人ひとり
お届けします！

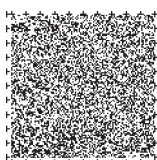
マイナちゃんと
一緒に、制度の内容を
見ていくこま！



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバー制度が 社会保障・税番号制度 始まります

マイナンバー(個人番号)とは、国民1人ひとりがもつ12桁の番号のことです。
マイナンバーは生涯にわたって使うものとなりますので、大切にしてください。
法人にも1法人につき1つの法人番号(13桁)が指定されます。



次のページから詳しく説明していくよ！



制度の概要

マイナンバーのメリット

マイナンバーは行政機関・地方公共団体などが管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。さらに、各機関で分散管理する情報の連携がスムーズになり、様々なメリットをもたらします。

公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。

これにより、負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ち、本当に困っている方へのきめ細やかな支援ができます。

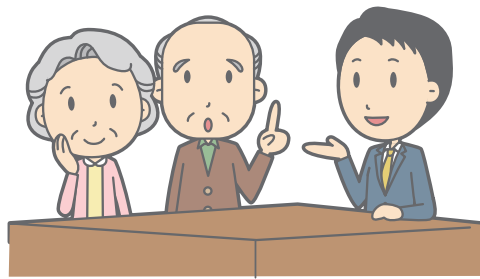


国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。

これにより、行政手続きも簡素化され、国民の負担が軽減されます。

また、行政機関にある自分の情報を確認したり、様々な行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになります。



行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

また、複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確かつ円滑になります。

さらに、被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。



マイナンバーの利用範囲

平成28年1月以降、マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

社会保障関係の手続き

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護など



税務関係の手続き

- 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載



災害対策

- 防災・災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務など



- 社会保障、税、災害対策の分野の手続きで、申請書などへのマイナンバーの記載が必要となります。
- 事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続きを行うことになります。
- 税の手続きにおいて、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。



なるほどこま～!!

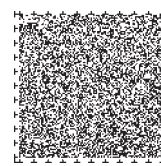
※このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務や、これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定めた事務でマイナンバーが利用されます。

ポイント!

●マイナンバーの利用範囲は法律で決められています

マイナンバーは、利用目的や提供先が法律などで決められており、それらの事務以外で使われることはありません。

そのため、悪意のある不正な個人情報の聞き出しに注意し、マイナンバーを提供する際は、提供相手と利用目的をしっかりと確認してください。

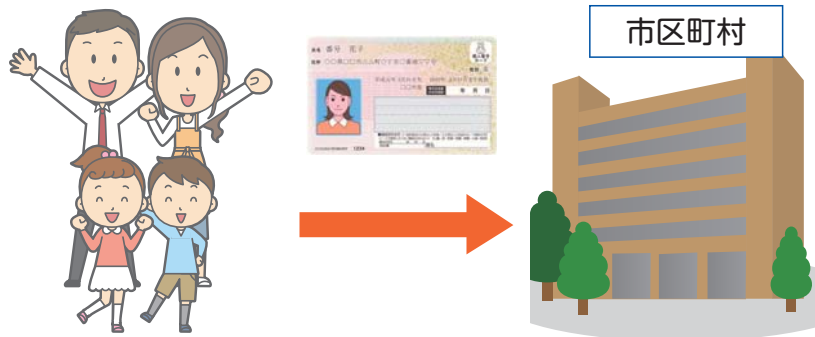


1

マイナンバー

マイナンバーの具体的な利用場面

毎年6月の**児童手当の現況届**の際に市区町村にマイナンバーを提示します



厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します



※年金の手続きにおけるマイナンバーの利用は、最長で平成29年5月末まで延期されています。

法定調書などに記載するため、証券会社や保険会社にマイナンバーを提示します



源泉徴収票などに記載するため、勤務先にマイナンバーを提示します



マイナンバー制度のスケジュール

平成27年10月以降

住民票の住所にマイナンバーを通知

住民票を有する方(住民票がある外国人を含む)に、10月以降、12桁のマイナンバーが通知されます。

平成28年1月

マイナンバーの利用開始

税の手続きや、健康保険、雇用保険などの社会保障の手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。また、申請者への個人番号カードの交付も始まります。

※年金の手続きにおけるマイナンバーの利用は、最長で平成29年5月末まで延期されています。

平成29年1月

マイナポータル(情報提供等記録開示システム)の運用開始

マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかご自身のパソコンなどで確認できます。また、行政機関からのお知らせも受け取れます。

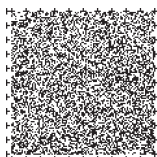
平成29年7月

地方公共団体なども含めた情報連携を開始

情報連携により事務が確実かつスムーズになり、各種申請時の添付書類の削減など、皆さんの負担が軽減されます。

マイナポータルでできること

- 自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認することができます。
 - 行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認することができます。
 - 行政機関などから1人ひとりに合った行政サービスなどのお知らせが来ます。
- ※なりすましを防止するため、マイナポータルを利用する際には、個人番号カードに格納された電子情報とパスワードを組み合わせる公的個人認証を採用し、本人確認を行うための情報としてマイナンバーを用いない仕組みが考えられています。



個人番号カードの交付

マイナンバーはどうやって知るの？

平成27年10月5日以降、世帯ごとにマイナンバーが記載された**通知カード**が住民票の住所に簡易書留で届きます。
平成28年1月以降、様々な行政手続きなどで提示が必要になりますので、大切に保管してください。
*通知カードは、平成27年10月下旬から順次発送され、概ね平成27年11月末頃までには全世帯に通知される予定です。

通知カードって何？

みなさまに
お届けします

通知カードは、マイナンバーをお知らせするカードです。12桁のマイナンバーが記載されています。今後、マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などで、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなりますので、通知カードは大切に保管してください。



ポイント!

- 通知カードは、マイナンバーをお知らせする紙製のカードです。
- 通知カードのほかに個人番号カード交付申請書・マイナンバーの説明書類が同封されています。
- 通知カードは、身分証明書としては利用できません。マイナンバーを使用する行政手続きの際は、通知カードと併せて本人確認書類を提示する必要があります。



通知カードがあればマイナンバーを使う行政手続きはできる？

通知カードはマイナンバーを使用した行政手続きの際にマイナンバーを証明する書類として使用できます。しかし、手続きの際には、通知カードのほかに、顔写真付きの公的な証明書などによる本人確認が必要です。マイナンバーと顔写真の両方が記載された**個人番号カード**を取得すると、その1枚で手続きができます。

個人番号カードって何？

申請は
任意です

個人番号カードとは、表面に氏名、住所、生年月日、性別(基本4情報)と顔写真、裏面にマイナンバーが記載され、マイナンバーを記載した書類の提出や様々な本人確認の場面で利用できるカードです。通知カードとともに送付される個人番号カード交付申請書に必要事項を記入し、写真を貼り付けたうえで、返信用封筒にて郵送で申請することができます。個人番号カードは平成28年1月から順次、地方公共団体情報システム機構から市に送付され、その後申請された方に府中市から交付についてのご案内及び交付通知書をお送りします。



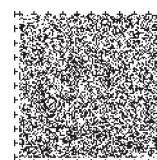
[表面] 氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真



[裏面] マイナンバーの記載、ICチップを搭載

ポイント!

- 個人番号カードは、希望者のみに交付されるプラスチック製のカードです。
- 個人番号カードの有効期限は10回目(20歳未満の方は5回目)の誕生日までとなります。
- 希望者に対して**交付**され、初回の交付は**無料**です。
- 顔写真付きのため、様々な本人確認の場面で公的な身分証明書として利用できます。そのため、マイナンバーを使用する行政手続きの際は、このカードが1枚あれば手続きが可能です。
- e-Taxなどの電子申請が行える電子証明書が標準搭載されます。
- マイナポータルを利用する際に必要となります。



2

マイナンバーの通知と

マイナンバーの確認、個人番号カードの申請手順

step
1

住所を確認する

原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとに通知します。
住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、受け取ることができない可能性がありますのでご注意ください。

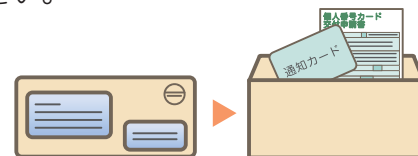
step
2

簡易書留の中身を確認する

マイナンバーは簡易書留で届きます。以下の3つが入っているか確認してください。

- ☐ マイナンバーの「通知カード」
- ☐ 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- ☐ 説明書

※通知カードは大切に保管してください。

step
3

個人番号カードを申請する

申請は
任意です

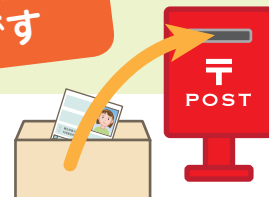
個人番号カードの取得を希望する方は申請が必要です。申請方法は主に2通りあります。
※初回交付は無料となります。

①郵送で申請

個人番号カードの申請書に署名・押印のうえ顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ。

②オンラインで申請

スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請。

step
4

交付決定通知書が届く

平成28年1月以降、市役所から個人番号カードの準備ができたことをお知らせする「交付決定通知書」と「予約ID・パスワード」が普通郵便で届きます。

step
5

個人番号カードの交付予約をする

府中市では、事前に交付日時を予約することができます。予約ID・パスワードを使ってインターネット、又はコールセンターにて交付日時を予約してください。

※交付予約をせずに個人番号カードを受け取ることもできますが、交付予約された方を優先に交付させていただきますので、交付に時間を要する場合がございます。あらかじめご了承ください。

step
6

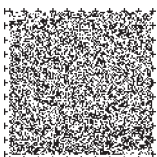
個人番号カードを受け取る

予約した日時に、運転免許証などの本人確認書類、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)、交付決定通知書、通知カード等を持参し、市役所にお越しください。

本人確認や、暗証番号の設定などの手続きを行った後、**個人番号カード**をお渡しします。

住民基本台帳カードはどうなるの？

- 個人番号カードの交付開始に合わせ、住民基本台帳カードの発行は平成27年12月28日(月)をもって終了します。
- 住民基本台帳カードをお持ちの方は、有効期限まで引き続きお使いいただくことが可能ですが、個人番号カードの交付を受けた場合は、住民基本台帳カードは廃止・回収いたします。



平成27年10月～

平成28年1月～

知っておくべきこと

個人情報情報は漏えいしないの？

マイナンバー制度では、制度面とシステム面の両方から、安心・安全の仕組みを構築して個人情報保護の措置が講じられています。



制度面

- 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管は禁止されています。
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
- マイナンバーが適切に管理されているか、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。
- 法律に違反した場合の罰則が従来に比べて強化されています。

マイナンバー制度では、地方公共団体などが、特定個人情報ファイル(マイナンバーを含む個人情報のデータベース)をシステムにおいて保有しようとする場合、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、マイナンバーを含む個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言する仕組みを設けています。この仕組みのことを「**特定個人情報保護評価**」といい、これにより「個人のプライバシーなどの権利利益の侵害の未然防止」と「国民・住民の信頼の確保」の実現を図っています。

システム面

- 個人情報は従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。分散管理することで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。
- 行政機関等との間の情報のやりとりは、マイナンバーを直接使いません。
- システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。
- 平成29年1月から、「マイナポータル(情報提供等記録開示システム)」が稼働予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかをご自身で確認することが可能になります。

個人番号カードの安全性について

- 個人番号カードのICチップには、所得情報や世帯情報などのプライバシー性の高い個人情報は記載されません。
- 万一、紛失・盗難にあった場合には、24時間365日専用ダイヤルで対応します。(0570・783・578)
- 顔写真やパスワードが設定されていますので、もともと他人に不正利用されるリスクは限定的です。

民間事業者の皆さんもマイナンバーを取り扱います

平成28年1月以降、税や社会保障の手続で従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

例えば、源泉徴収票の作成手続きや健康保険・厚生年金・雇用保険の手続き、証券会社や保険会社が行う配当金や保険金等の支払調書作成などが挙げられます。

マイナンバーの取扱いにあたっては、ガイドラインを踏まえた対応が必要です

マイナンバーを含む個人情報の適正な取扱いのために、民間事業者が最低限守るべきことや、より万全な対応が望ましいことを示したガイドラインを特定個人情報保護委員会が作成しました。

マイナンバーの利用・提供・保管制限や特定個人情報の安全管理の内容・方法について、全従業員への研修などによるガイドラインの理解と遵守の徹底をお願いします。

ガイドラインのダウンロードはこちら

特定個人情報保護委員会

検索

法人には法人番号が通知されます

平成27年10月から、法人※には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

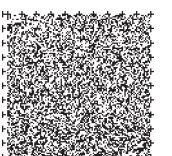
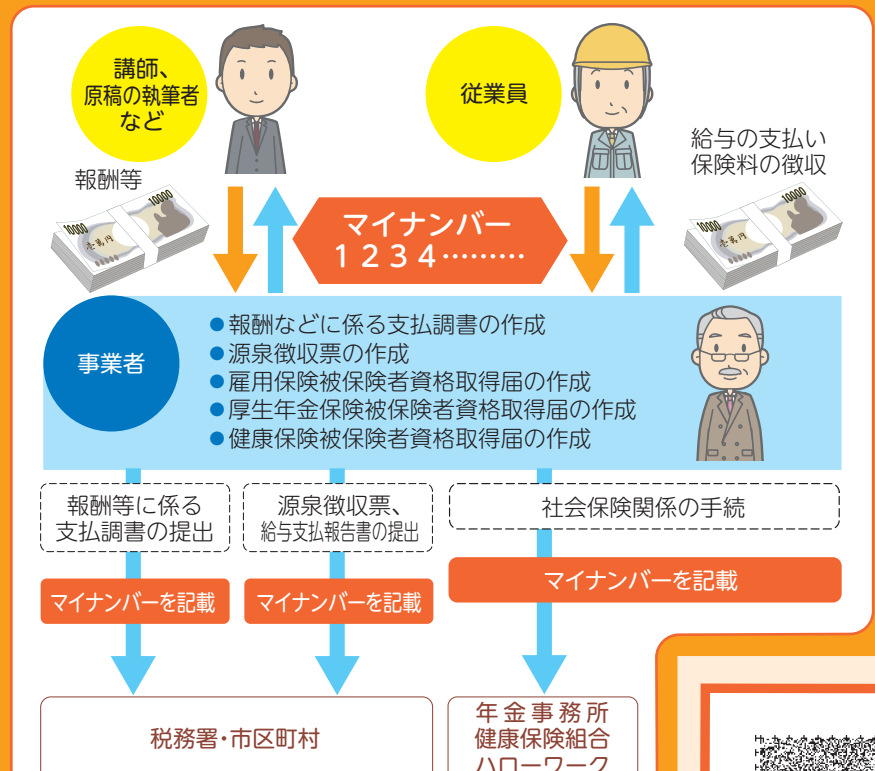
※法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。(法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。)

法人番号について詳しくはこちら

法人番号 国税庁

検索

平成28年1月以降、マイナンバーはこのような利用されます



3

マイナンバー制度で

様々な疑問にお答えします

Q1 住民票を有していない人にもマイナンバーは付番されますか？

A1 マイナンバーは住民票コードを基礎にして作成されるため、国外に滞在されている方などで、住民票がない場合はマイナンバーを付番することができません。住民票が作成できれば、マイナンバーの付番対象となります。なお、外国籍でも住民票のある方には、マイナンバーが付番されます。

Q2 マイナンバーは希望すれば自由に変更することができますか？

A2 マイナンバーは原則として生涯同じ番号を使い続けていただくため、自由に変更することはできません。ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合に限り、本人の申請、または市区町村長の職権により変更することができます。

Q3 自分のマイナンバーを取り扱う際に気を付けることは何ですか？

A3 マイナンバーは、生涯にわたって利用する番号なので、忘失したり、漏えいしたりしないように大切に保管してください。法律や条例で決められている社会保障、税、災害対策の手続きで行政機関や勤務先などに提示する以外は、むやみにマイナンバーを他人に教えないようにしてください。

Q4 レンタル店やスポーツクラブに入会する場合などにも個人番号カードを身分証明書として使って良いのですか？

A4 個人番号カードの券面には、氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）、顔写真が記載されており、レンタル店などでも身分証明書として広くご利用いただけます。ただし、個人番号カードの裏面に記載されているマイナンバーをレンタル店などに提供することはできません。また、レンタル店などがマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることは禁止されています。

Q5 個人番号カードのICチップから情報が筒抜けになってしまいませんか？

A5 個人番号カードのICチップには、税や年金の情報などプライバシー性の高い情報は記録されませんので、それらの情報はカードからは判明しません。ICチップに搭載されている情報は、券面に記載されている情報や公的個人認証の電子証明書などに限られています。

Q6 もしマイナンバーが漏えいしたら、なりすましされて悪用されるのではないですか？

A6 マイナンバーを使って社会保障や税などの手続きを行う際には、個人番号カードや運転免許証などの顔写真付きの身分証明書などにより本人確認を厳格に行うことが法律でそれぞれの関係機関に義務付けられています。そのため、万が一マイナンバーが漏えいした場合であっても、マイナンバーだけで手続きを行うことはできませんので、それだけでは悪用されません。

Q7 個人番号カードの交付を受けるのは本人じゃないとだめですか？

A7 個人番号カードの交付を受ける際は、原則として、ご本人が市区町村の窓口に出向き、本人であることを証明する必要があります。ただし、病気や障害などによりご本人が出向くことが難しい場合は、ご本人が指定する方が代わりに交付を受けることができます。

Q8 子どもでも個人番号カードの申請はできますか？

A8 15歳未満及び成年被後見人の方は、法定代理人により申請していただく必要があります。なお、特別な理由がある場合は、市区町村長が認める任意代理人により申請が可能となります。

Q9 通知カードの有効期限はありますか？

A9 通知カードには有効期限はありません。通知カードはあなたのマイナンバーを通知するものですので、大切に保管してください。なお、個人番号カードの交付を受けると通知カードは不要となりますので、交付時には市区町村に返納してください。

Q10 マイナンバー制度自体に反対しているため、通知カードの受取を拒否しようと思います。

A10 通知カードの受取の有無に関わらず、法律で定められた行政手続きにおいてマイナンバーは利用されていきます。

Q11 個人番号カードの交付申請に期限はありますか？

A11 個人番号カードに申請期限はありません。ご自身で必要と思われる時に申請してください。なお、交付する時まで通知カードは大切に保管してください。

Q12 通知カードや個人番号カードをなくした場合はどうなりますか？

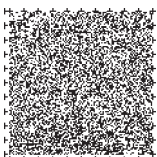
A12 再発行は原則として有料となります。通知カードは500円、個人番号カードは800円、電子証明書は200円の手数料が必要になります。

Q13 個人番号カードで自動交付機は利用できますか？

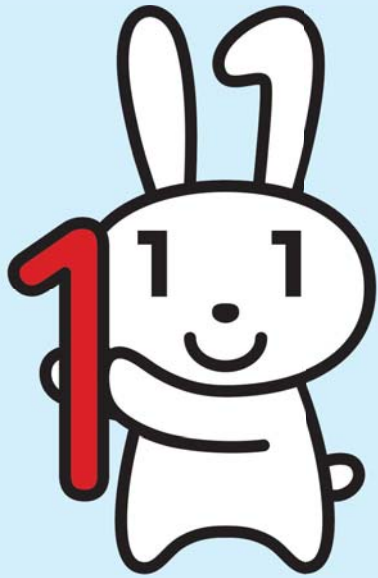
A13 個人番号カードでは自動交付機を利用することができません。今までどおり、「ふちゅう市民カード」でご利用ください。

Q14 マイナンバーが通知される10月以前から国外に滞在し、日本国内に住民票がない場合、マイナンバーはいつどのように指定されるのですか？

A14 平成27年10月以前から日本国内に一度も住民票をおいたことがなければマイナンバーの付番は行われません。帰国して国内で住民票を作成したときに初めてマイナンバーの付番が行われます。



お願いします



「通知カード」や「個人番号カード」の記載内容に変更があったときは変更手続きを！

引越しなどで居住することになる市区町村に転入届・転居届を提出する際、通知カードあるいは個人番号カードを同時に提出し、カードの記載内容を変更する必要があります。

それ以外の場合でも、通知カードあるいは個人番号カードの記載内容に変更があったときには、14日以内に市区町村に届け出て、カードの記載内容を変更する必要があります。

マイナンバーを大切に！

法律上の必要がある場合以外、マイナンバーをむやみに他人に知らせたり、通知カードや個人番号カードを提供しないでください。

各カードの再発行は有料です。紛失しないようにしてください。

マイナンバーについて詳しくは

国のコールセンター

0570・20・0178

※一部 I P 電話などで上記ダイヤルにつながらない場合は、050・3816・9405におかけください。

※外国語対応(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)は0570・20・0291におかけください。

※通話料がかかります。

※開設日時 平成28年3月31日(木)まで(平日)

午前9時半～午後8時

(土・日曜、祝日) 午前9時半～午後5時半(年末年始を除く)

府中市マイナンバーコールセンター

0570・00・7350

※外国語(英語、中国語、韓国語)に対応しています。

※通話料がかかります。

※開設日時 平成27年12月28日(月)まで

午前9時～午後5時

平成28年1月4日(月)から3月31日(木)まで

午前9時～午後8時

国の
広
報

ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

政府広報オンライン

<http://www.gov-online.go.jp>

マイナンバー公式twitter

http://twitter.com/MyNumber_PR

マイナンバー 内閣官房

検索

マイナンバー 政府広報

検索

府
中
市
の
広
報

府中市ホームページ

<http://www.city.fuchu.tokyo.jp>

